

健政発第800号
平成10年7月3日

各都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

都道府県ナースセンター事業の実施について

都道府県ナースセンター事業については、平成10年4月27日付け健政発第564号により貴職あて通知し、事業への積極的な取組みをお願いしたところである。

都道府県ナースセンター事業は、その実施の具体的な内容、方法等については都道府県に委ねられているものであるが、今般、都道府県において事業を実施する際の参考にするため、別添「都道府県ナースセンター事業実施要綱」をもって、事業内容の参考事例を示すこととした。

事業の実施に当たっては適宜これを参照するとともに、事業の積極的な実施について、今後とも格段のご配慮をお願いする。

都道府県ナースセンター事業実施要綱

1. 目的

保健婦（士）、助産婦、看護婦（士）及び准看護婦（士）（以下「看護職員」という。）で、未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の資質の向上等訪問看護の実施に必要な支援事業（以下「都道府県ナースセンター事業」という。）を行い、医療機関等の看護職員の確保及び在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 未就業看護職員の実態と就業希望条件等の把握及び看護職員需要施設の把握

ア 未就業看護職員名簿の作成

未就業看護職員実態調査及び離職者調査を実施し、名簿を整理する。

イ 看護職員需要施設調査の実施及び名簿の作成

看護職員需要対象施設に対し調査を実施し、名簿を作成する。

ウ 未就業者の就業の状況を把握する。

(2) 就業に関する相談指導

就業希望者に対し、

① 就業を容易にするための看護技能知識についての相談、就業に関する指導を行う。

② 公共職業安定所との連携を図りつつ、コンピュータシステムを利用して求人状況に関する情報の提供、就業のあっ旋を行う。

(3) 新しい医学、看護に関する情報の提供

新しい医学、看護の技術、知識に関する情報提供を行うとともに、就業を希望する者に対して最近における看護についての知識及び技術を習得させ、職場復帰を容易にするための看護力再開発講習会を開催する。

(4) 看護職員リフレッシュ研修会の実施

新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間との交流を通して心身をリフレッシュさせ自己啓発の意欲を持たせるための看護職員リフレッシュ研修会を開催する。

(5) 「看護の心」普及事業

（看護業務のPR事業及び進路相談の実施）

中・高校生及び学校の進路指導担当者等を対象に、看護業務についての知識と理解を深めさせるためのPR及び進路相談事業を行う。

(6) 支所による再就業相談事業の実施

看護職員の需要・供給が多い地域を重点地域として、都道府県内に支所を設置し、再就業の相談及び無料の職業紹介事業を行う。

(7) 訪問看護婦養成講習会の実施

訪問看護に携わる看護婦等に対して、訪問看護事業の実施に必要な基本的知識及び技術を修得させるための訪問看護婦養成講習会を開催する。

(8) 訪問看護支援事業の実施

訪問看護に従事する看護婦等からの相談、情報交換を実施し訪問看護に関わる機器を提示し、使用方法を紹介する。

(9) 訪問看護相談事業の実施

在宅療養者、家族、医療従事者等に対して、訪問看護に関する情報提供、利用及び開設に関する相談を行う。

(10) 訪問看護事業の実態把握

医療機関等における訪問看護の実施状況を実態調査等により把握する。

(11) 都道府県ナースセンター事業運営委員会の開催

円滑かつ効率的な都道府県ナースセンター事業の実施方法を検討するため、求人側、求職側、訪問看護事業関係者及び医療関係団体等を構成メンバーとする都道府県ナースセンター事業運営委員会を開催する。

(12) 中央ナースセンターとの連携

中央ナースセンターとの連携を図り、コンピュータシステムを利用して潜在看護職員等に関する情報交換を行う。

(13) 看護職員確保対策連絡協議会

都道府県、都道府県ナースセンター、看護婦等の人材確保の促進に関する法律に規定されている看護婦等確保推進者や看護婦等就業協力員のほか、公共職業安定所等を構成メンバーとする看護職員確保対策連絡協議会を都道府県ナースセンターに設置し、

- ① 当該都道府県における看護職員確保の状況の把握や見通しを協議する。
- ② 看護婦等確保推進者を交えて個別病院における取組みに関し事例検討を行う。
- ③ ②を踏まえて、人材確保のための方策を協議し、助言、指導を行う。

(14) 潜在看護職員の把握調査

都道府県内の人口が集中している地域の世帯に対し、「在宅潜在看護職員に対するアンケート調査票」を配布し、在宅潜在看護職員から当該アンケート票を回収し、潜在看護職員を把握することにより、ナースバンクニュースの送付や再就業相談につなげ、看護力再開発講習会受講の勧誘等再就業を容易にする。

3. 事業主体

都道府県ナースセンター事業の事業主体は都道府県とする。

なお、事業の目的達成のため必要があるときは、都道府県は業務の一部又は全部を関係団体に委託する。

4. 運営方法

(1) 都道府県ナースセンター事業の運営に当たっては看護に関する知識を有する者を従事させるとともに、各事業毎の担当者を定める。

(2) 都道府県ナースセンター事業に従事する職員は、業務上知り得た個人に関する秘密を厳守する。

特に、未就業看護職員名簿については部外秘とする。

(3) 訪問看護に関する事業の実施に当たっては、保健所、市町村等との連携を十分に図る。

(4) コンピュータシステムを利用して個人に関する情報を取り扱うときの情報管理は、適切に行う。